

【高知県】令和7年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画書

実施要領	実施計画の内容
【地域技能振興コーナー事業】	
1 事業の実施体制等	
<p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。</p> <p>イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。</p>	<p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 高知県職業能力開発協会内に「高知県技能振興コーナー」(以下「コーナー」という。)を設置し、若年技能者的人材育成に係る相談・援助等を行う。</p> <p>イ 高知県技能振興コーナーの業務(相談窓口業務等) 「窓口相談・マイスター派遣」</p> <p>コーナーでは、若年技能者的人材育成に関する相談・援助等の相談窓口として、ものづくりマイスター制度の紹介等を行うとともに、相談・援助の内容や指導のニーズ等を把握したうえで、ものづくりマイスター派遣のコーディネートを行う。</p> <p>業界団体との人材育成に関する情報交換や、若年技能者の技能向上に向けた研修や技能講習の充実について相談を受け、ものづくりマイスター派遣を活用した具体的な講習計画について協議を行い、マイスター派遣の実施に繋げる。</p> <p>「ものづくりマイスターの認定」</p> <p>ものづくりマイスターの認定のために、認定候補者等高知県内の情報を収集し、認定申請に関する相談対応や申請書類作成の支援をし、コーナーが取りまとめて中央技能振興センターへ提出する。</p> <p>「連携会議」</p> <p>外部の有識者(行政、教育関係、業界団体等)を委員とした連携会議を年2回開催する。</p> <p>年度初めは、コーナーで実施するマイスターの派遣や技能振興の取組事業内容等を盛り込んだ高知県の推進計画を策定し、決定する。</p> <p>年末には、当年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等を連携会議に報告し、取りまとめることとする。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。</p>
<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー長の配置</p> <p>イ 一般職員及び事務補佐員の配置</p>	<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 技能振興コーナー長を配置する。(1人・兼務) 協会事務局長がコーナー長を兼務する。</p> <p>イ 事務職員を配置する。(2人・常勤) 事務責任者、事務員</p>

2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について

(1) ものづくりマイスターの開拓

企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。

令和7年度ものづくりマイスター新規認定数の目標数は仕様書に示すとおりとする。

なお、ものづくりマイスターの職種については、地域事情を考慮してもなお偏りが見られるため、職種の偏重解消に努めるよう留意すること。

また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認するとともに、活動継続する意思がない又は活動継続が困難である等のものづくりマイスターについては、登録解除の手続を行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除もを行うこと。

(1) ものづくりマイスターの開拓

ものづくりマイスターの認定のために高知県内の情報を収集するとともに認定候補者への支援を行います。県内企業・工業高校からのニーズがある「機械加工」「機械検査」「建築板金」等の機械金属関連職種で活動が可能な候補者の掘り起こしを重点に行います。

具体例として、県内の計測機器メーカーに対して、ものづくりマイスター認定申請の説明を行って、複数名の登録に向けての活動を行う予定です。

（実施者は、事務責任者及び事務員の予定）

実施頻度は、必要に応じて月4日程度行います。

実施方法は、過去のものづくり体験で補助者として活動し、その後、ものづくりマイスターの認定基準に定める資格を取得した方、技能検定部署、関連業界団体や企業、及び産業振興機関等から情報収集し、電話による相談や問によるものとします。

ものづくりマイスターの認定者数について

事業委託者と契約後に協議を行い、高知県の実情にあった数を認定するものとします。

ものづくりマイスターの認定について

中央技能振興センターが開催する審査会のスケジュールに合わせて、随時認定の申請を行います。

新規認定者数6人程度

なお、過去3年間に一度もマイスター等として活動実績のない者に対しては、引き続きマイスター等として活動する意志があるか否か確認し、活動の意思がある場合には、最新の指導技法等に係る講習の実施又は、最新版のテキストや事例集等により情報提供を行います。

活動の意思がない場合は、登録解除の手続きを行うとともに、ものづくりマイスターデータベースの記録の削除も行う。

(2) ものづくりマイスターへの説明

認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。

(2) ものづくりマイスターへの説明

新たにものづくりマイスター等に認定された方で一定の条件を満たしていない（免除基準に該当していない）方は、実技指導に当たる前に、実技指導の結果報告書の作成方法等事務を含む指導技法講習等を受講する必要がある旨を周知する。（年1～2回程度、実施時期は随時）

また、地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施するときには、事前に派遣するマイスターに平成27年度の成果物を活用した研修を実施する旨を周知する。

<p>(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書に関する相談対応等の支援を行う。完成した認定申請書はコーナーが受理し、記載内容等の確認を行い、取りまとめて中央技能振興センターへ提出する。 新規認定者数 6人程度。</p>
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 コーナーは、新たに認定を行ったものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施すること。 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。</p> <p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2. 3(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できることにすること。 なお、研修においては、受講者に怪我のないように、安全に十分配慮して実技指導に当たるよう、ものづくりマイスターに入念に伝えること。 また、必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行うこと。</p> <p>ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 (センターが定める免除基準に該当する場合を除く) 実技指導の結果報告書の作成方法等事務を含む指導技法講習等を実施する。（年1～2回程度、実施時期は随時）</p> <p>ア 研修の開催頻度や時期 年1～2回程度実施する。実施時期は認定審査会の結果が出た後に設定する。 研修は、指導技法を学び熟知した講師による講義形式で実施する。</p> <p>イ 研修内容 新たに認定・登録を受けたものづくりマイスターの指導技能が、全国のものづくりマイスターと均一化できるようにするため、中央技能振興センターから提供される「指導技法等講習資料」等を活用して、研修を実施する。 地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施するときには、派遣対象者に平成27年度の成果物を活用して派遣前に研修を実施する。 また、併せて個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を適宜行います。</p> <p>ウ 交通費の負担 コーナーは、指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給する。 ただし、受講手当は支払わない。</p>

<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加</p> <p>第2. 3 (2) ア (ウ) に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。</p> <p>参加するものづくりマイスターに対して、コーナーから謝金及び旅費を支払うことができる。なお、2名程度の参加を見込む(※)こと。</p>	<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加</p> <p>「事例発表・意見交換会」が開催される職種のもぐづくりマイスターに対して、参加の勧奨を行う。</p> <p>コーナーは「事例発表・意見交換会」へ参加するものづくりマイスターに対して、謝金及び旅費を支払う。</p> <p>センター主催</p> <p>「事例発表・意見交換会」、「指導技法講習講師養成研修」への参加 (2名)</p>
<p>3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について</p>	
<p>(1) 若年技能者的人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p> <p>ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者的人材育成に係る取組方法への相談・援助</p>	<p>(1) 若年技能者的人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行う。</p> <p>ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者的人材育成に係る取組方法の相談対応と援助</p> <p>高知県内の企業や各種の学校に対し、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者的人材育成方法について紹介し、その活用方法等についての相談対応と具体的に進めるための援助を行う。</p>
<p>イ 若年技能者的人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助</p>	<p>イ 若年技能者的人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談対応と援助</p> <p>業界団体の人材育成に関する会議等へ参加し、マイスター派遣による実技指導の説明を行うとともに、業界や企業の指導ニーズを把握して、個別の実技指導の相談と援助に繋げる。</p> <p>また、他の人材育成機関や企業支援機関等が実施する研修等の情報を収集し、ものづくりマイスターで対応が難しい施設や設備が係る相談案件に対して、情報提供や可能な範囲での該当機関の紹介を行う。</p>
<p>ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート</p>	<p>ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート</p> <p>業界団体・企業からの若年技能者の技能向上に向けた技能講習の充実についての相談に対して、ものづくりマイスター派遣制度の活用を促し、具体的な講習計画等についての協議を行い、マイスター派遣に繋げる。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業 (中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。)</p> <p>② 業界団体 (商工会、協同組</p>	<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等及び派遣活動目標数は次のとおり。</p> <p>① 中小企業</p> <p>中小企業への派遣活動数 (受講者延人日)</p> <p style="text-align: right;"><u>110人日程度</u></p> <p>② 業界団体 (実施団体未定)</p>

<p>合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。)</p> <p>③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）</p>	<p>③ 工業高校等学校 工業高校等学校への派遣活動数（受講者延人日） <u>449人日程度</u></p> <p>④ 技能五輪全国大会・若年者ものづくり競技大会 参加選手指導人日 <u>10人日程度</u> 【派遣指導活動目標数(受講者延人日)合計 <u>569人日</u>】</p> <p>大学と高等工業専門学校については、これまで接触が無く学校のニーズが把握できていないので、ものづくりマイスターから繋がりある教職員の紹介を受けて、マイスター派遣事業の説明をするとともに学校側のニーズの把握を行います。 把握したニーズに合致する「ものづくりマイスター」を選定できれば、学校と具体的な協議を進めていきます。</p>
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p> <p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等（以下「公共施設等」という。）における「ものづくりの魅力」発信</p> <p>エ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 若者サポートステーション事業対象者に対する「ものづくり魅力発信」への派遣活動数(受講者延人日) <u>4人日程度</u> (1職種)</p> <p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくり魅力発信」への派遣活動数（受講者延人日）<u>388人日程度</u></p> <p>ウ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等公共施設等での派遣活動数（受講者延人日）<u>40人日程度</u> 【派遣指導活動目標数(受講者延人日)合計 <u>432人日</u>】</p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施 ものづくりマイスターの新たな派遣先として企業・団体・専門高校等を開拓する中で、ものづくりマイスターの対象外分野、本県にマイスター登録されていない職種についての派遣の相談があった場合に、その職種の熟練技能者等の要件を満たす該当者に指導の可否を確認し、指導が可能であれば、ものづくりマイスターの規定に準じ、かつ予算の範囲内で派遣を行う。 なお、「ものづくりの魅力」発信事業についても同様に派遣を行う。</p>

4 地域における技能振興事業の実施

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

本事業において、技能五輪全国大会の予選を実施するとともに、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を援助することとし、若年者の技能レベル向上等を図ることとする。

ア 技能五輪全国大会の予選の実施

(ア) 対象地域

予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。

(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施

(ウ) 予選会の競技数・競技職種等

a 本事業で行う予選会の実施職種

b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。

参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参考して定めること。

イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

コーナーは、技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該都道府県の若年技能者が選手として参加する場合に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行うこ

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

技能五輪全国大会への参加選手の被推薦者を選定するため、県予選会を実施する。

また、併せて技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を支援する。

ア 技能五輪全国大会の予選の実施

(ア) 対象地域

高知県

(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施

高知県職業能力開発協会が有する企業・業界団体、教育機関（工業高校・専門学校）等とのネットワークを生かして、参加者の募集、予選会の運営方法、審査方法及び審査員の人選等について協議し実施する。

(ウ) 予選会の競技数・競技職種等

a 実施職種（予定）：洋菓子製造職種・電気溶接職種

（各業界団体との協議状況により職種の変更等の可能性があります。）

参加者：2職種10人以内の予定

実施時期：令和7年4月～5月頃、または2月～3月

実施予定

募集方法：各業界団体と協議し、団体を通じての募集、または個別に該当する事業者や専門学校等に直接募集を行うなど広く予選参加者を募る予定です。

b 予選会の参加手数料の徴収

予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。

参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を酌するなど、参加者及び所属先の理解が得られる額を設定して定める。

イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

技能五輪全国大会の高知県予選の結果、愛知県等で行われる予定の技能五輪全国大会へ参加する選手・指導者に対する旅費等の援助を行います。

参加者：選手4人程度の予定・指導者4人程度の予定

香川県で行われる予定の若年者ものづくり競技大会へ参加する選手・指導者に対する旅費等の援助を行います。

参加者：選手3人程度の予定・指導者3人程度の予定

参加職種：建築大工・ITネットワークシステム管理

と。	(予定：企業・職業訓練機関・学校等との協議状況により変更等の可能性があります。)
(2) 卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和7年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。	(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 厚生労働省の「紹介コンテンツ作成方針」に基づき、高知県の被表彰者の意向確認の結果を受けて、中央技能振興センターとの連携、推薦者の協力も得て、被表彰者を取材し、その取材結果を報告・提出する。 中央技能振興センターが、この取材結果と推薦調書等の情報を合わせて作成したコンテンツ案について、推薦者を通じて被表彰者に内容の確認と了承を取る。
(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。	(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業に係る対応 両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせること。
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について	
(1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	(1) 連携会議の設置 高知県雇用労働政策課・高知県教育委員会高等学校課・高知県工業会・高知県経営者協会・高知県板金工業組合を委員とした連携会議を設置する。
(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	(2) 連携会議の開催回数 年2回開催する。 (6月・12月を予定) 第1回（6月） 実施計画書に基づき、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）。 第2回（12月） 本年度の事業実施状況等について報告を行うとともに併せて、次年度に向けた改善事項等も連携会議に報告し、取りまとめる。
3) 都道府県労働局との連携 大学や専門学校等の教育機関（工業高校以外）及び中小企業等における派遣指導について、都道府県労働局と連携の上、派遣先の開拓を実施すること。 前述の連携会議によるほか、5月上旬を目処に労働局職業安定部を訪問し、労働局と相談の	3) 都道府県労働局との連携 これまで、若年技能者人材育成支援等事業に関して、県労働局との連携等はなかったため、5月頃に県労働局職業安定部を訪問して、当該事業の説明をするとともに、大学や専門学校等の教育機関や中小企業に関連する情報取集を行い、県労働局とも連携して、ものづくりマイスター派遣先等の開拓を行う。 また、県労働局やハローワークの協力を得て、リーフレット等の配布など当該事業のPRを実施する。

上、実態に沿った取組を検討すること。	
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	
個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置	<p>(1) メール誤送付</p> <p>ア メール宛名間違い</p> <p>①宛先のアドレスをダブルチェックする。</p> <p>イ BCC を TO、CC 送付</p> <p>①宛先が複数の場合、BCC での送付になっているかをダブルチェックする。</p> <p>ウ 誤情報送付</p> <p>①文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。</p> <p>②文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。）</p> <p>(2) FAX 先誤り</p> <p>①宛先、FAX 番号及び文章が正しいかダブルチェックする。</p> <p>②FAX 送信後、履歴により送信状況を確認する。</p> <p>③FAX に代えてメールを使用するように業務方法を変更する。</p> <p>(3) 郵送誤り</p> <p>宛先、文章及び封入物が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(4) 手渡し誤り</p> <p>手渡し物及び手渡す先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(5) 誤アップロード</p> <p>アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(6) その他</p> <p>(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。</p>

（注）実施要領と実施計画の内容が対比できるように記載すること。